

史跡松坂城跡保存管理計画書

平成24年3月
松 阪 市

刊行のことば

伊勢平野南部に位置する松阪市は、かつて城下町・宿場町として発展してまいりました。そして現在の私たちは、そこに受け継がれてきた歴史と伝統を各所に見ることが出来ます。

この松阪の中心市街地は、戦国時代の武将・蒲生氏郷の築城による松坂城を中心にまちづくりの基礎がつくられてきましたが、近年の都市再開発で失われた部分も見られるものの、随所に歴史を感じる名所、旧跡が残っています。

国指定史跡松坂城跡の南には、幕末に旧紀州藩士がさまざまな苦難を経て、今もその子孫が住む重要文化財旧松坂御城番長屋があります。また城跡の北東側、かつての伊勢街道に近いところには、伊勢商人として江戸日本橋に店を構えた三井・小津・長谷川といった豪商の跡があります。他にも特別史跡の本居宣長宅跡をはじめ、武家屋敷や豪商ゆかりの古刹も数多く残っています。

これらの歴史遺産の中心的な存在である松坂城跡は、明治以降に廃城となってからも、都市公園として現在まで、常に地域の人たちの心のふるさとであり続けています。

この地域の人々にとっての大切な城跡が、国民全体にとっても歴史的文化的な価値が認められ、平成23年2月7日に国指定史跡になりました。

そしてこの大切な松坂城跡を、松阪市教育委員会では関係部局とともに、県や文化庁の指導を得て、専門家や地域の団体を代表する方々をメンバーとして、平成21年4月から「松坂城跡保存管理計画策定委員会」を立ち上げ、城跡の価値の再確認や今後の保存管理や活用のあり方などの検討をして、ここに「史跡松坂城跡保存管理計画」がまとまりました。

この計画を大きな軸として、今後は具体的に城跡の保存管理の方法を、関係部局で検討して、市民の誇る、また全国に発信できる城跡としてまいりたいと思っております。

最後になりましたが、今回の計画策定にご支援・ご指導協力を頂きました方々に深く感謝を申し上げ、刊行のご挨拶といたします。

松阪市教育委員会

教育長 小林壽一

例 言

1. 本書は、松阪市が平成21～23年度に実施した国指定史跡松坂城跡の保存管理計画策定事業の報告書である。
2. 策定事業は、国史跡に指定される前の三重県指定史跡の時点で開始し、松阪市の費用でおこなったが、平成23年度においては文化庁及び三重県の国庫補助金対象事業として実測図(縮尺1/500)を作成した。その成果については、『史跡松坂城跡測量調査概報』を、別途刊行している。
3. 本書は、松坂城跡保存管理計画策定委員会の指導・助言を受け、松阪市教育委員会文化課が編集・とりまとめをおこなった。
4. 「まつさかじょうあと」の漢字については、国指定史跡名称の「松坂城跡」を用いた。
5. 「まつさか」の漢字については、明治22年(1889)の町村制の施行までは「松坂」を、同年以降「松阪」を用いた。
6. 松坂城跡の曲輪や建物の名称については、近世史料に基づき表記した。
7. P29からP38の松坂城及び殿町関係年表は、門暉代司氏の「松坂城跡関係年表」『史跡松坂城跡測量調査概報』2012.3松阪市教育委員会からの略年表である。

目 次

第1章 総論	1
1-1 保存管理計画策定の背景と目的	1
1-2 保存管理計画策定の経過と体制	1
1-3 保存管理計画の構成と計画策定後の作業等	4
1-4 計画の対象範囲	5
第2章 史跡松坂城跡及び周辺の概況	6
2-1 位置	6
2-2 自然環境	7
2-3 社会環境	8
2-4 歴史的環境	25
第3章 史跡松坂城跡の概要	28
3-1 国史跡指定に至る経緯	28
3-2 指定状況	39
3-3 調査実績	44
3-4 遺構・遺物の概要	45
3-5 整備実績と利用状況等	59
3-6 史跡松坂城跡の地区区分	69
3-7 史跡松坂城跡を構成する要素	72
第4章 保存管理	104
4-1 基本的考え方	104
4-2 各種の調査研究による成果を活かした適切な保存管理	104
4-3 保存管理方法の提示	104
4-4 現状変更等に関する取扱基準	112
第5章 史跡の周辺地区の取り扱い指針	115
5-1 基本的考え方	115
5-2 取り扱い指針	116
5-3 今後保護すべき範囲の検討	116
第6章 整備活用	118
6-1 基本的考え方	118
6-2 整備活用の方向性	119
第7章 管理運営の方法と体制	121
7-1 基本的方針	121
7-2 管理運営	121
7-3 推進体制	121